平成２９年（フ）第１４６号
富山県滑川市田中新町109番地１　中滑川シティハイツ122
債務者　宮本　恭子
1　決定年月日時　平成29年11月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月12日まで
富山地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第７２号
長野県佐久市岩村田3791－６　メゾン・ドゥ・リーブＮ201号室、住民票上の住所長野県小諸市大字滋野甲175番地６
債務者　髙野　力也
1　決定年月日時　平成29年11月13日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月12日まで
長野地方裁判所佐久支部

平成２９年（フ）第７５号
長野県小諸市大字滋野甲175番地６
債務者　髙野　利香
1　決定年月日時　平成29年11月13日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月12日まで
長野地方裁判所佐久支部

平成２９年（フ）第８３０号
神戸市中央区大日通７丁目１番４号　ＤＯＩマンション20Ｅ
債務者　松下　晋也
1　決定年月日時　平成29年11月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月12日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第８３３号
神戸市灘区水道筋６丁目３番１号　メゾンフジ301
債務者　曽根　壽久
1　決定年月日時　平成29年11月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月12日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第８３４号
神戸市灘区水道筋６丁目３番１号　メゾンフジ301
債務者　曽根　友香
1　決定年月日時　平成29年11月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月12日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第８５３号
神戸市長田区苅藻通４丁目１番３－504号
債務者　山口ミネ子
1　決定年月日時　平成29年11月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月12日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第８５６号
神戸市須磨区西落合４丁目１番244―301号
債務者　半谷　諸夫
1　決定年月日時　平成29年11月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月12日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第８６２号
神戸市兵庫区松原通４丁目４番18―210号、従前の住所神戸市兵庫区駅前通４丁目３番４－606号
債務者　西河　祥平
1　決定年月日時　平成29年11月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月12日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第８２５号
広島市佐伯区三宅６丁目265番地　介護老人保健施設　花の丘３階、住民票上の住所広島市佐伯区五日市中央３丁目10番35―304号
債務者　岡本　徳美
1　決定年月日時　平成29年11月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月12日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第８２６号
広島市佐伯区五日市駅前１丁目５番22―405号
債務者　岡本小夜子
1　決定年月日時　平成29年11月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月12日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第２２号
山口県長門市西深川342番地１
債務者　矢次　庸子
1　決定年月日時　平成29年11月13日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月12日まで
山口地方裁判所萩支部

平成２９年（フ）第２８号
山口県長門市三隅中1957番地５
債務者　二条久保大祐
1　決定年月日時　平成29年11月13日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月12日まで
山口地方裁判所萩支部

平成２９年（フ）第４２号
福岡県八女郡広川町大字新代1740番地２　グランウッド雅　103号
債務者　那須　寛之
1　決定年月日時　平成29年11月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月12日まで
福岡地方裁判所八女支部破産係

平成２９年（フ）第２４１号
長崎市大橋町５番31―401号
債務者　田坂　　聖
1　決定年月日時　平成29年11月13日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月12日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２９年（フ）第２５０号
長崎県長崎市西山本町12番11号　ありあけ荘２―17
債務者　峰　　愛香
1　決定年月日時　平成29年11月14日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月12日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２９年（フ）第１１２号
北海道古平郡古平町大字沢江町81番地
債務者　福士　　学
1　決定年月日時　平成29年11月13日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月15日まで
札幌地方裁判所小樽支部